

令和2年4月 21 日

私立保育園をご利用の保護者 様

真岡市長 石坂 真一

栃木県が「緊急事態措置」を講じたことに伴う保育所の登園自粛について(お願い)

本市の保育行政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
さて、新型コロナウイルス感染拡大を受け、栃木県知事は4月17日に栃木県全域に「緊急  
事態措置」を講じました。

本市では、これまでも家庭での保育が可能な方につきましては、ご協力をいただいている  
ところですが、更なる感染拡大防止の観点から、下記のとおり保護者の皆様に登園自粛を要  
請いたしますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 登園自粛対象者

すべての子どもを対象として、登園自粛を要請します。

ただし、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、  
ひとり親など仕事を休むことが困難な方などを除きます。

#### 2 自粛要請期間

令和2年4月 18 日(土)から5月6日(水)

#### 3 保育料について

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い登園を自粛した日数分を減免します。

「保育料減免申請書」に必要事項を記入し、お子様が在籍する園へご提出ください。

後日、指定いただいた口座に還付します。

#### 4 真岡市外在住の方の手続きについて

お住いの市町村へお問い合わせください。

- ① 4月 18 日(土)から 5月 6 日(金)までの期間コロナウイルス感染症予防のため登園を  
自粛された日数を 5月 15 日(金)までに減免申請書に記入し保育園に提出下さい。
- ② 副食費を納入されております保護者の方で 5月 1 日(金)・2 日(土)の土曜保育勤務証  
明書の提出後自粛された方は、一日 220 円の返金となります。

お問合せ先 真岡市健康福祉部保育課  
TEL 83-8035